

◎原子力規制委員会設置法の一部を改正する法律案新旧対照表

○原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置、運転、廃止等）に関する規制に關すること並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に關することを含む。）を一元的につかさざるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置し、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に關する規制に關すること並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に關することを含む。）を一元的につかさざるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置し、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資することを目的とする。</p>

(任務)

第三条 原子力規制委員会は、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保を図ること（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置、運転、廃止等に関する規制に関すること並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関することを含む。）を任務とする。

(所掌事務)

第四条 原子力規制委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 [略]

二 原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置、運転、廃止等に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること。

三十三 [略]

2 [略]

(審議会等)

第十三条 原子力規制委員会に、次の審議会等を置く。

原子炉安全専門審査会

(任務)

第三条 原子力規制委員会は、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保を図ること（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関すること並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関することを含む。）を任務とする。

(所掌事務)

第四条 原子力規制委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 [略]

二 原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること。

三十三 [略]

2 [略]

(審議会等)

第十三条 原子力規制委員会に、次の審議会等を置く。

原子炉安全専門審査会

廃炉安全専門審査会

核燃料安全専門審査会

2
〔略〕

(原子炉安全専門審査会)

第十四条 原子炉安全専門審査会は、原子力規制委員会の指示があった場合において、原子炉に係る安全性に関する事項(原子炉の廃止に係る安全性に関する事項を除く。)を調査審議する。

(廃炉安全専門審査会)

第十七条の二 廃炉安全専門審査会は、原子力規制委員会の指示があった場合において、原子炉の廃止に係る安全性に関する事項を調査審議する。

第十七条の三 廃炉安全専門審査会は、政令で定める員数以内の審査委員をもって組織する。

2 第十五条第二項から第五項まで、第十六条及び第十七条の規定は、廃炉安全専門審査会について準用する。

附則

(福島原子力発電所事故に係る原子力規制委員会の責務)

第四条の二 原子力規制委員会は、東日本大震災における東京電力株

核燃料安全専門審査会

2
〔略〕

(原子炉安全専門審査会)

第十四条 原子炉安全専門審査会は、原子力規制委員会の指示があった場合において、原子炉に係る安全性に関する事項を調査審議する。

附則

式会社福島第一原子力発電所の事故（以下「福島原子力発電所事故」という。）の教訓を踏まえ、その惨禍を二度と繰り返すことのないよう、福島原子力発電所事故の原因の究明に当たるとともに、福島原子力発電所事故に係る原子炉施設の管理、当該原子炉施設の廃止に向けた取組等に関する安全の確保を図り、及びできるだけ早期に当該原子炉施設の廃止の措置を完了させるため、最善の措置を積極的に講ずるものとする。

（政府の措置等）

第六条 福島原子力発電所事故を受け、原子力利用における安全の確保のための規制が緊要な課題となつていることに鑑み、これに係る国際的な動向に精通する優秀かつ意欲的な人材を継続的に確保するため、政府は、速やかに、原子力規制庁の職員について、次に掲げる事項その他必要な事項に関し所要の措置を講ずるものとする。

一〇五 〔略〕

二〇七 〔略〕

8 政府は、福島原子力発電所事故を踏まえ、地方公共団体に対する原子力事業所及び原子力事故に伴う災害等に関する情報の開示の在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるとともに、関係者間のより緊密な連携協力体制を整備することの重要性に鑑み、国、地方公共団体、住民、原子力事業者等の間及び関係行政機関間の情報の共有のための措置その他の必要な

（政府の措置等）

第六条 東日本大震災における原子力発電所の事故を受け、原子力利用における安全の確保のための規制が緊要な課題となつていることに鑑み、これに係る国際的な動向に精通する優秀かつ意欲的な人材を継続的に確保するため、政府は、速やかに、原子力規制庁の職員について、次に掲げる事項その他必要な事項に関し所要の措置を講ずるものとする。

一〇五 〔略〕

二〇七 〔略〕

8 政府は、東日本大震災における原子力発電所の事故を踏まえ、地方公共団体に対する原子力事業所及び原子力事故に伴う災害等に関する情報の開示の在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるとともに、関係者間のより緊密な連携協力体制を整備することの重要性に鑑み、国、地方公共団体、住民、原子力事業者等の間及び関係行政機関間の情報の共有のための措

9 措置を講ずるものとする。
〔略〕

9 置その他の必要な措置を講ずるものとする。
〔略〕

改 正 案	現 行
<p>（主務大臣等）</p> <p>第二十八条 機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 〔略〕</p> <p>四 第十七条に規定する業務（次号に規定するものを除く。）のうち、原子力の研究、開発及び利用における安全の確保に関する事項（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置、運転、廃止等に関する規制に関する事項並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関する事項を含む。）については、文部科学大臣及び原子力規制委員会</p> <p>五 第十七条第一項第三号に掲げる業務及びこれに関連する同項第四号に掲げるもの（これらに附帯する業務を含む。）並びに埋設処分業務等（次に掲げる放射性廃棄物に係るものに限る。）に関する事項については、文部科学大臣及び経済産業大臣（原子力の研究、開発及び利用における安全の確保に関する事項（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置、運転、廃止等に関する規制に関する事項並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の</p>	<p>（主務大臣等）</p> <p>第二十八条 機構に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 〔略〕</p> <p>四 第十七条に規定する業務（次号に規定するものを除く。）のうち、原子力の研究、開発及び利用における安全の確保に関する事項（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関する事項並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関する事項を含む。）については、文部科学大臣及び原子力規制委員会</p> <p>五 第十七条第一項第三号に掲げる業務及びこれに関連する同項第四号に掲げるもの（これらに附帯する業務を含む。）並びに埋設処分業務等（次に掲げる放射性廃棄物に係るものに限る。）に関する事項については、文部科学大臣及び経済産業大臣（原子力の研究、開発及び利用における安全の確保に関する事項（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関する事項並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規</p>

2
2
4
〔略〕

平和的利用の確保のための規制に関する事項を含む。〕
ては、文部科学大臣、経済産業大臣及び原子力規制委員会
イ・ロ 〔略〕

2
2
4
〔略〕

制に関する事項を含む。〕
大臣及び原子力規制委員会
イ・ロ 〔略〕